

テキストチェックゼミ 第6回

～第5章～

TAC監査論講師
岡田 健司



ガイダンス～テキストチェックゼミの目的～

■最終的な目的

「体系的に監査論を理解するためのヒントと勉強方法を提供」

■このテキストチェックゼミの主眼(受講する意義)

1. テキストの意味内容(深い意味)を整理する
2. テキスト間・論点間のつながりを明示する
3. 他の受講生のレベルを知る

※注意点※

最大限効果を高めるために、**予習を前提**とし（但しガチの暗記不要）、かつ、2時間という限られた時間での進行であるので**全ての論点を網羅したものではない**点に注意してください。



ガイダンス～監査論は何を学習する科目か～

■何を学習しているのか

1. 社会的信頼に足る監査を実施するための「しなければならない」ルール
2. 上記の趣旨、目的、ルール化に至った理論的背景

■このテキストチェックゼミとの関連

1. 殆ど取りあげません(一部例外あり)
2. こちらをメインにとりあげます

※補足※

1. のルールの多くは法令基準集に掲載されています。
したがって、論文監査論学習上、1. については法令基準集の検索能力を高める、2. については日頃から考える癖をつける、重要なものは覚えるという学習方針となります。



ガイダンス～今後の進行（予定）～【第2回目の実施を受けて更新】

	日程	主な内容（学習テーマ）	該当図表	テキストの範囲	該当頁
1	1月8日	ガイダンス、第1章（財務諸表監査総論）及び第2章（監査の実施）から主に監査の必要性、財務諸表監査の目的・前提・機能、監査主体の条件、監査実施の全体像、監査意見形成の論理	図表1	第1章～第2章第2節	1頁～51頁
2	1月22日	監査論1位の合格者に聞こう！&第2章（監査の実施）から主に監査手続、監査証拠（確認まで）	図表2	第2章第2節	52頁～63頁
3	2月12日	第2章（監査の実施）から主に、監査証拠（立会から）内部統制、試査、リスク・アプローチ、リスク評価と対応、特検リスク、会計上の見積り、監査上の重要性	図表3・4	第2章第3節～第5節	64頁～128頁
4	2月26日	第2章（監査の実施）から監査計画、グループ監査、経営者確書、第3章（監査報告）	図表5・6	第2章第6節～第8節、第3章	129頁～212頁
5	3月12日	第4章（個別論点）から主に不正等への対応、継続企業、監査役等とのコミュニケーション、KAM、後発事象、契約の新規の締結及び更新、監査人の交代、その他の記載内容	図表7	第4章	213頁～284頁
6	3月26日	第5章（保証業務）から主に四半期レビュー、内部統制監査、特別目的の財務諸表に対する監査	－	第5章	285頁～352頁
7	4月16日	第6章（監査制度）から主に法令違反等事実、監査人の独立性、概念的枠組みアプローチ、守秘義務の解除、監査基準の改訂の歴史その他横断的に論点を整理	－	第6章含む全範囲	全範囲

※ 予習を前提とします。

※ 当日は2023年度上級テキストと（可能であれば）法令基準集をご用意ください（ゼミ中に両方みていただいて構いません。）。



第5回(主な学習テーマ)

■第5章(その他の保証業務)

四半期レビュー(288～305頁)、内部統制監査(310～335頁)、特殊な監査業務・特別目的の財務諸表監査・準拠性の監査(344～350頁)



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－1

「四半期レビューと監査の違いを目的の観点から端的に説明してください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－1

「四半期レビューと監査の違いを目的の観点から端的に説明してください」

A5－1 該当テキスト頁:289頁

- 四半期レビューは消極的形式による結論を表明するのに対して、監査は積極的形式による意見を表明します。
- また、四半期レビューは不適切な結論を表明するリスクを適度な水準(意味のある水準)に抑えるのに対して、監査は不適切な意見を表明するリスクを合理的に低い水準に抑える必要があります。すなわち、保証水準が監査より四半期レビューの方が低いという違いがあります。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-2

「では、消極的形式と積極的形式とはどういう意味か教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-2

「では、消極的形式と積極的形式とはどういう意味か教えてください」

A5-2 該当テキスト頁:289頁

- 四半期レビューの消極的形式による結論とは、「適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった」ことを表明するものです。
- 一方、監査の積極的形式による意見とは、「適正に表示していることを認める」ことを表明するものです。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-3

「四半期レビューに適用されるGAASを列挙してください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－3

「四半期レビューに適用されるGAASを列挙してください」

A5－3 該当テキスト頁:288頁

- ①四半期レビュー基準、②監査基準の一般基準、③品質管理基準です。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-4

「なぜ、四半期レビューではリスク対応手続の実施が求められていないのか教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-4

「なぜ、四半期レビューではリスク対応手続の実施が求められていないのか教えてください」

A5-4 該当テキスト頁:289頁

- 四半期レビューは消極的形式によって「適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった」ことを結論として表明するものであり、全体として重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得る**監査とは異なるため**です。
- すなわち、**監査ほど保証水準は高くなくてよく、適度な(意味のある)水準でよい**ためです。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－5

「なぜ、四半期レビューでは質問に対する回答を裏付ける証拠の入手が求められていないのか教えてください

また、そのためにどのように質問を行う必要があるか教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-5

「なぜ、四半期レビューでは質問に対する回答を裏付ける証拠の入手が求められていないのか教えてください

また、そのためにどのように質問を行う必要があるか教えてください」

A5-5 該当テキスト頁:289頁・291頁

- 四半期レビューは消極的形式によって「適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった」ことを結論として表明するものであり、全体として重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得る監査とは異なるためです。
- すなわち、監査ほど保証水準は高くなくてよく、適度な(意味のある)水準でよいからです。
- したがって、質問は的確に行う必要があります。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－6

「四半期レビューにおいて不正による重要な虚偽表示の疑義を発見した場合、四半期レビュー上どのように対応する必要があるか教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－6

「四半期レビューにおいて不正による重要な虚偽表示の疑義を発見した場合、四半期レビュー上どのように対応する必要があるか教えてください」

A5－6 該当テキスト頁:292頁

- 四半期レビュー上は、「企業の財政状態等を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合」に該当すると考えられることから、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめる必要があります。
- 四半期レビュー上不正リスク対応基準の規定に沿った対応は不要ですので注意してください。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-7

「年度監査における重要性の基準値を100とします。四半期レビューにおける重要性の基準値はいくらとする必要があるか教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－7

「年度監査における重要性の基準値を100とします。四半期レビューにおける重要性の基準値はいくらとする必要があるか教えてください」

A5－7 該当テキスト頁:295頁

- 年度監査における重要性の基準値を100とした場合、四半期レビューにおける重要性の基準値は**100以下**とする必要があります。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－8

「四半期レビューにおいて審査を省略することができる場合があるかどうかを教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－8

「四半期レビューにおいて審査を省略することができる場合があるかどうかを教えてください」

A5－8 該当テキスト頁：296頁

- 四半期レビューにおいて審査を省略することはありません。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－9

「四半期レビュー報告書の記載区分について監査報告書と異なることがあるか教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－9

「四半期レビュー報告書の記載区分について監査報告書と異なることがあるか教えてください」

A5－9 該当テキスト頁:297頁

- 記載内容の違いはありますが、**記載区分は4区分で本質的な相違はありません。**
- なお、意見が「**結論**」となる点は注意が必要です。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－10

「四半期レビューにおいて結論に関する除外事項を付した結論、否定的結論を表明する場合はどのような場合か教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－10

「四半期レビューにおいて結論に関する除外事項を付した結論、否定的結論を表明する場合はどのような場合か教えてください」

A5－10 該当テキスト頁:301頁

- 301頁の①のとおり。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－11

「四半期レビューにおいて四半期レビュー範囲の制約を付した除外事項付結論を表明する場合、結論を不表明とする場合はどのような場合か答えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5-11

「四半期レビューにおいて四半期レビュー範囲の制約を付した除外事項付結論を表明する場合、結論を不表明とする場合はどのような場合か答えてください」

A5-11 該当テキスト頁:302頁

- 302頁の②のとおり。



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－12

「四半期レビュー報告書の情報提供部分について監査報告書と異なることがあるか教えてください」



第5章 第1節(四半期レビュー)

Q5－12

「四半期レビュー報告書の情報提供部分について監査報告書と異なることがあるか教えてください」

A5－12 該当テキスト頁：302頁・303頁

- 主に、四半期レビュー報告書には、①KAM(監査上の主要な検討事項)の記載が求められないこと、②その他の記載内容との重要な相違があれば監査人の判断で追記情報(「その他の事項」区分)として記載するという違いがあります。
- ①については主要な検討事項に対して手続が質問及び分析的手続等に限定されていることがなじまないため、②は四半期レビュー基準が改訂されていないためです。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－13

「内部統制監査と財務諸表監査の違いを目的の観点から端的に説明してください」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－13

「内部統制監査と財務諸表監査の違いを目的の観点から端的に説明してください」

A5－13 該当テキスト頁:311頁

- 内部統制監査は経営者が作成した内部統制報告書に対して適正かどうかの意見を表明するのに対して、財務諸表監査は経営者が作成した財務諸表に対して適正かどうかの意見を表明します。このように監査対象が異なります。
- また、適正性判断にあたって拠り所となる規準が、内部統制監査だと「一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準」であるのに対して、財務諸表監査であれば「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」となります。
- なお、いずれも監査対象に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得て積極的形式で意見を表明することは同じです。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－14

「内部統制評価報告制度における経営者の責任と監査人の責任を述べてください」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－14

「内部統制評価報告制度における経営者の責任と監査人の責任を述べてください」

A5－14 該当テキスト頁:311頁・313頁

- 経営者は財務報告に係る内部統制を整備運用する責任があります。さらに、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して自社の財務報告に係る内部統制について評価し、適正に内部統制報告書を作成する責任があります。
- 一方、監査人は一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行います。そして、経営者の作成した内部統制報告書が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して適正に表示されているかどうかについて監査した結果を内部統制監査報告書を通じて意見表明する責任があります。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－15

「内部統制評価報告制度において、内部統制の評価はどの時点进行评估時点として行われますか。また、原則として単体ベース、連結ベースいずれを対象として行われますか」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－15

「内部統制評価報告制度において、内部統制の評価はどの時点进行评估時点として行われますか。また、原則として単体ベース、連結ベースいずれを対象として行われますか」

A5－15 該当テキスト頁:310頁

- 内部統制の評価は**期末日进行评估時点**として、原則として**連結ベース**でおこなわれます。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－16

「我が国の内部統制評価報告制度において、その評価は財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲で行われます。

では、具体的にはどのように評価範囲は決定されますか」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－16

「我が国の内部統制評価報告制度において、その評価は財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲で行われます。

では、具体的にはどのように評価範囲は決定されますか」

A5－16 該当テキスト頁:310頁・312頁・315頁

- 内部統制の評価範囲は**トップダウン型のリスク・アプローチ**に基づいて決定されます。
- 具体的には、**テキスト315頁の(参考)**のとおり**3段階ステップ**で行われます(QA8-11及び次頁も参照)。



【図表D】内部統制制度上の評価範囲

売上高を基本に、企業環境や事業特性によって異なる又は追加的な指標(売上高等、複数可)を用いて、連結ベースの一定割合に達している事業拠点を選定する。
全社的な内部統制の評価が良好であれば概ね連結売上高の2/3程度を一定割合とする。
 なお、関連会社については、連結売上高に関連会社の売上高が含まれていないので、別途各関連会社が財務諸表に対する影響の重要性を勘案して評価対象を決定する。

内部統制		拠点	重要な事業拠点 (本社、子会社、支社、支店、事業部等)	重要な事業拠点ではないが 僅少でもない事業拠点	財務報告への影響の 重要性が僅少な事業拠点
①全社的な内部統制			全社的な観点で評価 ※		(原則:すべての事業拠点を評価するが) 重要性を勘案して評価対象と しないことができる
① 決算・財務報告に係る業務プロセス (全社的な観点の評価が適切なタイプA)			全社的な観点で評価 ※ (全社的な内部統制に準ずる)		(原則:すべての事業拠点を評価するが) 重要性を勘案して評価対象と しないことができる
業務プロセスに係る内部統制	それ以外の業務プロセス // 業務プロセスレベルの観点の評価が適切なもの	②企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセス (主要3科目)	原則、すべてを評価対象 但し、次の業務プロセスは、理由を記載して、対象外とすることができる ①重要な事業又は業務との関連性が低い ②財務報告に対する影響の重要性が僅少		
		③上記以外の勘定科目に至る業務プロセス (タイプB含む。)	財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、 個々に評価対象に追加 する。 例) ・リスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセス (例)デリバティブ、複雑な金融商品 ・決算業務のうち、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス(タイプBの決算・財務報告プロセス) (例)繰延税金資産、減損 ・非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高い業務プロセス (例)組織再編 上記では特定の取引又は事象、あるいはその中の特定の主要業務プロセスのみを評価対象に含めることで足りる		

<評価対象事業拠点>

※ 有価証券報告書提出会社、連結対象子会社(組合等含む)、持分法適用関連会社

一般的な事業会社の場合、原則として、売上高、売掛金及び棚卸資産を指す。
 なお、棚卸資産に至る業務プロセスの評価対象は販売プロセスの他、在庫管理プロセス、期末棚卸プロセス、購入プロセス等関連するプロセスについて、企業の特性を踏まえて虚偽記載リスクの発生を把握できる範囲になるよう適切に判断する。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－17

「内部統制評価報告制度において、ある内部統制の不備が『開示すべき重要な不備』かどうかはどのように判断しますか」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－17

「内部統制評価報告制度において、ある内部統制の不備が『開示すべき重要な不備』かどうかはどのように判断しますか」

A5－17 該当テキスト頁:317頁

- 金額的な側面及び質的な側面の両面を考慮し、財務報告に潜在的に重要な影響を及ぼす可能性が高いかどうかで判断します。
- つまり、現在発見されている財務報告に係る内部統制の不備、それによる財務諸表の現時点での虚偽表示だけで判断するわけではないということです。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－18

「内部統制評価報告制度において、期中で内部統制の『開示すべき重要な不備』が発見されました。その後の状況に応じて内部統制報告書の記載がどのように変わるか適宜場合分けして教えてください」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5-18

「内部統制評価報告制度において、期中で内部統制の『開示すべき重要な不備』が発見されました。その後の状況に応じて内部統制報告書の記載がどのように変わるか適宜場合分けして教えてください」

A5-18 該当テキスト頁:317～319頁

- 期末日までに当該不備が是正された場合には内部統制は有効であるとする内部統制報告書となります。
- 期末日までに当該不備が是正されなかった場合には開示すべき重要な不備があるため内部統制は有効ではないとする内部統制報告書となり、当該開示すべき重要な不備が(期末日までに)是正されない理由を内部統制の評価結果に記載します。
- なお、期末日後に実施した是正措当等があれば当該内容を付記事項として記載します。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－19

「内部統制監査の流れについて簡単に説明してください」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－19

「内部統制監査の流れについて簡単に説明してください」

A5－19 該当テキスト頁:313頁・320頁～323頁

- ①内部統制監査の計画の策定、②監査の実施、③内部統制報告書に対する意見の形成です。
- 具体的に②については(イ)経営者が行った内部統制の評価範囲の妥当性を検討(テキスト320頁(2))し、(ロ)経営者が行った内部統制の評価の妥当性を全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制の順で検討(テキスト321頁(3))します。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－20

「内部統制報告書が適正である旨の意見は監査人のどのような判断を前提としますか」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－20

「内部統制報告書が適正である旨の意見は監査人のどのような判断を前提としますか」

A5－20 該当テキスト頁:311頁

- 内部統制報告書には、重要な虚偽がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を前提とします。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－21

「開示すべき重要な不備があるため内部統制は有効ではないとする内部統制報告書を適正であると認める余地はありますか」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－21

「開示すべき重要な不備があるため内部統制は有効ではないとする内部統制報告書を適正であると認める余地はありますか」

A5－21 該当テキスト頁:326頁

- あります。
- あくまでも監査対象は内部統制報告書でその記載の適否が問題となることから、開示すべき重要な不備があるため内部統制は有効ではないとする内部統制報告書が適切に作成されていれば、適正と認める余地があります。なお、この場合には**所定の事項(テキスト329頁(4)①)を内部統制報告書に追記**する必要があります。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－22

「では、その場合に内部統制監査報告書に必ず追記しなければならない事項を述べてください」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－22

「では、その場合に内部統制監査報告書に必ず追記しなければならない事項を述べてください」

A5－22 該当テキスト頁:329頁

- テキスト329頁(4)①のとおりです。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－23

「日本の内部統制評価報告制度では、ダイレクト・レポーティング(直接報告)は採られていません。そのことを明らかにするためには、内部統制監査報告書上『監査人の意見』区分にどのようなことを記載しなければなりませんか」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－23

「日本の内部統制評価報告制度では、ダイレクト・レポーティング(直接報告)は採られていません。そのことを明らかにするためには、内部統制監査報告書上『監査人の意見』区分にどのようなことを記載しなければなりませんか」

A5－23 該当テキスト頁:326頁

- テキスト326頁(2)のなかの①「監査人の意見」口のとおり、**内部統制報告書における経営者の評価結果**です。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－24

「内部統制監査において、意見に関する除外事項を付した意見を表明する場合はどのような場合か述べてください」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－24

「内部統制監査において、意見に関する除外事項を付した意見を表明する場合はどのような場合か述べてください」

A5－24 該当テキスト頁:328頁

- テキスト328頁(3)①のとおりです。
- このうち①が意見に関する除外事項を付した限定付適正意見、②不適正意見です。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－25

「内部統制監査において、監査範囲の制約に関する除外事項を付した意見を表明する場合はどのような場合か述べてください」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－25

「内部統制監査において、監査範囲の制約に関する除外事項を付した意見を表明する場合はどのような場合か述べてください」

A5－25 該当テキスト頁:329頁

- テキスト329頁(3)②のとおりです。
- このうち①が監査範囲の制約に関する除外事項を付した限定付適正意見、②意見不表明です。



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5－26

「会社は期末日にある子会社を吸収合併しました。この子会社が内部統制評価報告制度上『重要な事業拠点』に該当すると判断されましたが、経営者の実際の評価範囲には含まれていません。この場合、内部統制監査報告書上どのような取扱いになると考えられますか」



第5章 第2節(内部統制監査)

Q5-26

「会社は期末日にある子会社を吸収合併しました。この子会社が内部統制評価報告制度上『重要な事業拠点』に該当すると判断されましたが、経営者の実際の評価範囲には含まれていません。この場合、内部統制監査報告書上どのような取扱いになると考えられますか」

A5-26 該当テキスト頁:330頁

- 止むを得ない事情に該当すると考えられますので、除外事項とは取り扱いません。
- その他に除外事項がなく無限定適正意見を表明する場合には、十分な評価手続を実施できなかった範囲及びその理由を追記情報として必ず追記します(テキスト329頁(4)④)。
- なお、経営者が作成する内部統制報告書にはその評価結果として実施できなかった評価手続及びその理由を記載する必要があります(テキスト319頁(4)③また書き以下)。この記載が漏れていたたり、正確ではなかった場合には除外事項となります。



第5章 第4節(特殊な監査業務)

Q5－27

「適正表示の枠組みと準拠性の枠組みの違いを端的に述べてください」



第5章 第4節(特殊な監査業務)

Q5-27

「適正表示の枠組みと準拠性の枠組みの違いを端的に述べてください」

A5-27 該当テキスト頁:347頁

- 表示方法の適切性の検討にあたって、全体的な表示の評価として一歩離れての評価を行うものが「適正表示の枠組み」、行わないものが「準拠性の枠組み」です。
- より具体的な内容についてはQA2-9、7-5参照。



第5章 第4節(特殊な監査業務)

Q5－28

「なぜ一般目的の財務諸表は意見の表明形式として『適正表示の枠組み』と結びつくことが多いのか説明してください」



第5章 第4節(特殊な監査業務)

Q5－28

「なぜ一般目的の財務諸表は意見の表明形式として『適正表示の枠組み』と結びつくことが多いのか説明してください」

A5－28 該当テキスト頁:345頁

- 一般目的の財務諸表には**想定利用者が多数にのぼりさまざまな情報ニーズがある**からです。
- そこで、**追加情報の記載を求める適正表示の枠組みと結びつく**こととなります。



第5章 第4節(特殊な監査業務)

Q5－29

「特別目的の財務諸表の特徴を何点か列挙してください」



第5章 第4節(特殊な監査業務)

Q5－29

「特別目的の財務諸表の特徴を何点か列挙してください」

A5－29 該当テキスト頁:348頁・349頁

- 特別目的の財務諸表の特徴は次のとおりです。
 - 利用者が少数で広範囲ではない。
 - 準拠すべき会計基準が「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」ではない。
 - よって、作成される財務諸表の範囲が一般目的の財務諸表と異なる。
 - また、準拠すべき会計基準を財務諸表に注記する必要がある。



絶対に合格して
会計士になろう！



絶対合格宣言！